

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金実施要領

令和8年3月31日改正

第1 趣旨

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金の実施について必要な事項を、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第18条の規定に基づき、以下のとおり定めるものとする。

第2 定義

交付要綱第2条で定義される用語について、次のとおり定めるものとする。

- 1 交付要綱第2条第2号に規定する「県産農林水産物」について、次のとおりとする。
 - (1) 「畜産物」は、次のとおりとする。
 - ア 一般社団法人日本畜産副産物協会が定める畜産副産物のうち食用に供する畜産副産物（骨、副生物）を含むものとする。ただし、原皮については、食用に供する限り、これに含まれるものとする。
 - イ 食用牛については、個別認識番号が確認できる12月齢以上かつ60日以内に食用として処理されることが確認できるもの。
 - ウ 山羊については、60日以内に食肉等として処理されることが確認できるもの、山羊肉及び副生物を含むものとする。
 - (2) 次に掲げるものは適用を除外するものとする。
 - ア サトウキビ
 - イ 食品表示法で定める加工品
- 2 交付要綱第2条第3号オ「その他、知事が認める団体」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第6条の報告を行っているもので、次の①又は②を満たすもの。
 - ① 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
 - ② 家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用していること。
 - (2) 複数の法人で構成する団体で、県産農林水産物の共同出荷を目的とするもの。

第3 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の全てを満たさなければならない。

- (1) 補助対象事業者名義の口座を保有していること。
- (2) 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- (5) その他、事業実施上の問題がないこと。

第4 交付の対象

- 1 宅配便による一般消費者への輸送費、社内取引に係る輸送費については、補助の対象外とする。
- 2 前号の社内取引とは、法人税の確定申告書に添付する出資関係図に示される完全支配関係のある法人間の取引をいう。

第5 補助金の額

- 1 交付要綱第6条第1号に定める「1キログラムあたりの補助対象経費」とは、年間補助対象輸送費（税抜）から年間県外出荷量を除した得た1キログラムあたりの年平均輸送単価とする。
- 2 補助対象品目毎の輸送区間、方法、重量、金額が請求書等で確認できない場合は、補助の対象としない。

ただし、船舶輸送において、請求書等にコンテナ単位の料金のみが表示されている場合は、実際にコンテナに積載した補助対象品目のケース数及び1ケース当たり重量等から、補助対象品目の総重量や重量単価を確認できる資料を添付すること。

- 2 花きにおいては、品目毎の出荷重量の把握が困難な場合、出荷団体等の出荷データや標準重量等を参考に出荷重量の算定ができるものとする。

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴事項全部証明書

(2) 直近の税務申告書（受理が確認されるもの）及びその附属書類として次に掲げるもの

- ・法人事業概況説明書等の写し
- ・出資関係図

(3) 青色申告事業者であることを証する書類

(4) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類

(5) 補助事業者履行義務誓約書

(6) 暴力団排除に関する誓約書

(7) 債権・債務者登録申出書（通帳の写し含む）

(8) 本実施要領第2-2の内容を確認する書類

第7 補助事業の内容の変更等

交付要綱第10条第1号中「軽微な変更」とは、交付決定額の20パーセント以内の減額とする（増額の場合を除く）。

第8 遂行状況報告及び実績報告

交付要綱第11条及び第12条に定める報告は、補助金算定の根拠となる品目毎の輸送区間、方法、重量、輸送費支払実績が確認できる書類を添付しなければならない。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。